



Title	「ロシア共和国民法典」邦訳(8)
Author(s)	五十嵐, 清, 佐保, 雅子
Citation	北大法学論集, 22(4), 177-193
Issue Date	1972-02
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27919
Type	bulletin (article)
Note	資料
File Information	22(4)_P177-193.pdf



[Instructions for use](#)

資料

「ロシア共和国民法典」邦訳 (8)

五十嵐 清
佐保 雅子

第三章 決済および信用関係

第三九一条 機関相互間の決済

① 国家的機関、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関相互間の債務にもとづく支払いは、かかる諸機関が法律にしたがって自己の金銭資産を保有する信用施設を経由して振替決済手続きにより行なわれる決済の手続きおよび方式はソビエト連邦の立法により定められる。

② 国家的機関、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関相互間の現金による決済は、ソビエト連邦の立法により定められる手続きおよび範囲において許容される。

第三九二条 機関の口座で信用施設に保有される資金の処分

① 機関は、信用施設にその口座で保有される資金を、当該の資金につき定められた特定の目的にしたがって処分する。
② 資金およびこれに準ずる支払いのために必要な資金は、口座名義人になりたいする何等かの請求権の存在と無関係に機関の口座

から交付される。かかる規定の例外はロシア共和国關係會議によりさだめられ得る。

- ③ 機關の同意を得ることなく、信用施設におけるその口座にある資金の徴収をすることは、ソビエト連邦の立法によりさだめられる場合にのみ許容される。

- ④ 請求の満足にあたっては、ロシア共和国の立法によりさだめられる順位が遵守される。

第三九三条 機關にたいする信用供与

- ① 国家的機關、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機關への信用供与は、ソビエト連邦の立法によりさだめられた手続きにおいて、ソビエト連邦国立銀行および他のソビエト連邦の銀行による承認された計画にしたがって特定の目的をもつ期限付貸付金の交付という方法で行なわれる。

- ② 一個の機關から他の機關にたいする前渡金の交付を含む現物または金銭の形式による信用供与は、ソビエト連邦の立法によりさだめられる場合にのみ許容される。

- ③ 一個のコルホーズから他の「コルホーズ」へ生産援助をあたえる際の信用供与の条件および手続きはロシア共和国關係會議の決定によりさだめられる。

第三九四条 市民にたいする銀行貸付

市民にたいする貸付は、ソビエト連邦の立法によりさだめられる場合および手続きでソビエト連邦の銀行によりおこなわれる。

第三九五条 信用施設における市民の預金

- ① 市民は信用施設の定款およびさだめられた手続きにより公布される規則に従って、国家労働貯金局および他の信用施設に金銭資産を保有し、預金を処分し、利息または割増金の形式で預金から利得を受領し振替決済をおこなうことができる。

- ② 国家は、預金の秘密、その安全および預金者の請求があり次第払戻しを保障する。

- ③ 国家労働貯金局および他の信用施設に積立てられた預金の処分手続きは、定款および本条第①項によりさだめられる規則により決定される。

- ④ 国家労働貯金局およびソビエト連邦国営銀行における市民の預金にたいする執行は、刑事事件に付帯する民事の訴えを認容する裁判所の判決または決定、扶養料取立ての訴えについての裁判所の決定（執行を申立て得る労働賃金その他の財産がないとき）、または夫婦の共有財産たる預金の分割の訴えについて

の裁判所の決定にもとづき、これを申立てることができる。かかる信用施設における市民の預金の没収は、確定判決または法律にしたがってなされた財産没収決定にもとづいておこなわれる。

第三章 委任

第三九六条 委任契約

① 委任契約にもとづき、当事者の一方(受任者)は、相手方(委任者)の名および計算において、一定の法律行為[юридическое действие]を実行する義務を負う。

② 委任者は、法律または契約により報酬の支払いがさだめられている場合には、受任者に報酬を支払う義務を負う。

第三九七条 委任者の指示にしたがう委任の履行

① 受任者は、委任者の指示にしたがって、自己に委ねられた委任を履行しなければならない。

② 受任者は、当該事情の下において委任者の利益のために不可欠であって、かつ、委任者の意見についての受任者による事前の問いあわせが不可能である場合、または、自己の問いあわせにたいする返答を適時に受領しなかった場合には、かかる指示

から逸脱することができる。

③ 前項の場合においては、通知が可能になったとき、受任者は、すでになされた逸脱について直ちに委任者に通知しなければならない。

第三九八条 受任者自身による委任の履行

① 受任者は、自己に委ねられた委任をみずから履行しなければならない。受任者は、本法典第六八条にさだめる場合にのみ、委任の履行を他の者(複受任者[заместитель])にゆだねることができる。

② 前項の場合においては、受任者は複受任者の選任についての責を負う。

③ 委任者は、受任者により選任された複受任者を忌避することができる。

第三九九条 受任者の報告

受任者は、以下各号の義務を負う。

1 委任者にたいして、その請求にもとづき、委任の履行経過につきすべての情報を報告すること。

2 委任の性格上必要とされる場合には、委任の終了後遅滞なく、証明された記録文書を添付した報告書を委任者に提出す

料
ること。

3 委任の履行に関連して受領したすべてのものを、遅滞なく、委任者に引渡すこと。

第四〇〇条 委任者の義務

① 委任者は、契約に従って「なされた」履行の全結果を、遅滞なく、受任者から受領しなければならない。

② 委任者は、以下各号の義務を負う。ただし、契約に別段のさだめある場合にはこのかぎりでない。

1 委任の履行に不可欠な資金を受任者に保障すること。

2 委任の履行に不可欠な費用として出されたものを受任者に補償すること。

3 報酬を支払うべき場合（第三九六条）には、委任の履行のうち、これを受任者に支払うこと。

第四〇一条 契約の消滅

① 委任契約は、債務消滅の一般原則によるほか、以下各号の事由によっても消滅する。

1 委任者による撤回。

2 受任者の辞任。

3 契約当事者たる市民の死亡、行為無能力者・制限的行為能

力者および失踪者たることの認定。

4 法人の清算。

② 委任者は何時でも委任を撤回することができ、受任者は何時でも委任を辞任することができる。かかる権利を放棄する合意は無効である。

③ 委任者がその利益を他の方法で保障する可能性を奪われてい
る条件の下で受任者が契約を解除した場合には、受任者は契約
の消滅により惹起された損害を賠償する責を負う。

第四〇二条 一部履行された契約の消滅の効果

委任が完全に履行される以前に委任契約が消滅した場合に
は、委任者は、委任の履行にあたって出捐された費用を受任者
に補償する義務を負い、受任者に報酬を支払うべきときには、
受任者により履行された仕事に応じて報酬を支払う義務も負
う。前段の規定は、受任者が委任の消滅について知りまたは知
り得べきであったときのちに受任者によって履行された委任
については、これを適用しない。

第四〇三条 受任者の相続人の義務

① 受任者の死亡の場合には、その相続人は委任契約の消滅につ
き委任者に通知する義務を負い、かつ、委任者の財産の保全の

ために不可欠な処置をとる義務を負う。

- ② かかる義務は、受任者たる法人の清算人にたいしても課せられる。

第三十六章 取 次

第四〇四条 取次契約

- ① 取次契約にもとづき、当事者の一方（取次人）は相手方（委託者）の委託により、委託者のために自己の名において一個または数個の法律行為を報酬を得て行なう義務を負う。

- ② 農業生産物売却についての取次契約にもとづき、コルホーズ（委託者）は、コルホーズが国家にたいして負う農業生産物売却についての義務を履行したのちに、なお残存する余剰農業生産物の売却を消費協同組合機関（取次人）に委託する。

- ③ 取次販売店は、小売商業手続きにより、新品の、または、中古の日用品および家庭用品、美術細工品、実用工芸品、骨董品の販売につき取次契約を締結する。ただし、ロシア共和国商業者により承認された、取次販売店による物品の受入れおよび販売手続き規定により、受納が禁止されている物件は除外される。

第四〇五条 契約の方式

- ① 取次契約は文書の形式により締結されなければならない（第四六条）。

- ② 農業生産物の販売についての取次契約は、生産物を受領する消費協同組合機関の貨物送り状をコルホーズに交付するという方法によっても締結され得る。契約（貨物送り状）中には、生産物の名称、受入れの日付、生産物を引渡しした者、その数量および品質、ならびに、販売価格および清算期間が指示される。

第四〇六条 第三者との法律行為における取次人の

権利および義務

- 取次人と第三者間になされた法律行為にもとづき、委託者が法律行為においてその名を指示され、あるいは、当該法律行為の履行につき第三者と直接的関係にたつ場合においても、取次人は権利を取得し、義務者となる。

第四〇七条 委託者の所有権

- 委託者により取次人に交付された財産、または、委託者のために取次人によって取得された財産は委託者の所有に属する。

第四〇八条 取次委託の履行

- ① 取次人は、自己が引受けた委託を、委託者に最も有利な条件で履行する義務を負う。

料 資

② 取次人が委託者の指示に比してより有利な条件で法律行為をおこなった場合においても、すべての利益は委託者に帰属する。

③ 農業生産物を取次販売のためにコルホーズから受入れた消費協同組合機関は、これを自己の活動区域外において販売することが不可欠である場合には、他の消費協同組合と再取次契約を締結することができる。

④ 農業生産物を取次販売のために受領した消費協同組合機関は、ソビエト連邦の立法によりさだめられた範囲においてコルホーズに前渡金を交付する。

第四〇九条 委託者の指示からの逸脱

① 取次人は、本法典第三九七条にさだめる場合においては、委託者の指示から逸脱することができる。

② 委託者により指示された価格に比して低廉な価格で財産を買却した取次人は、その差額を委託者に賠償しなければならぬ。ただし、指示された価格で当該の財産を売却する可能性がなかったこと、および、低廉な価格で売却することにより、より大きな損害を防止したことにつき立証した場合にはこの限りでない。

③ 取次人が委託者の指示を上まわる価格で財産を購入した場合には、かかる購入物の受領を望まない委託者は、第三者との契約締結につき通知を受けてのち遅滞なく、その旨取次人に申立てなければならぬ。然らざる場合には、購入物は委託者により受領されたものとみなされる。

④ 取次人が価格の差額につき自己の計算に受け入れる旨の告知をなした場合には、委託者は、自己のために締結された法律行為を拒絶することができない。

第四一〇条 取次人により売却される物の価格

① 取次販売店により受領される物の売価は、当事者の合意によりさだめられる。ただし、当該商品についての国家小売価格をこえることをえない。骨董品・稀少品および芸術作品の売価は、特別な評価により取次販売店において決定される。

② 規定によりさだめられた期間内に（第四〇五条）売却されなかった物の価格は、委託者との合意により減額することができる。委託者が物の再評価のために呼出しに応じて出頭しない場合には、販売店は規則にしたがって価格を減額する。

③ 消費協同組合機関により販売のためにコルホーズから受領された余剰農業生産物の売価は、当事者の合意によって決定され

る。

第四一一条 取次人による第三者との法律行為の履行

- ① 取次人は、第三者との間で締結した法律行為から生ずるすべての義務を履行し権利を行使しなければならない。
- ② 取次人は、委託者のために成立した法律行為を第三者が履行することについて委託者にたいして責を負わない。ただし、かかる法律行為の第三者による履行につき保証 (Zai Otobare) 支払保証) を引受けた場合はこの限りでない。

- ③ 取次人が第三者との間で締結した法律行為が〔当該〕の第三者により侵害された場合には、取次人は、その旨遅滞なく委託者に通知し、必要な証拠を収集し保全しなければならない。

- ④ 取次人が第三者との間で締結した法律行為が〔当該〕の第三者により侵害されたことを報告された委託者は、かかる法律行為に由来する第三者にたいする取次人の請求権を自己に譲渡することを請求する権利を有する。

第四一二条 委託者の財産の滅失・不足または毀損にたいする仲

介人の責任

- ① 取次人は自己の支配下にある委託者の財産の滅失・不足または毀損につき委託者にたいし責を負う。ただし、かかる滅失・

不足または毀損が自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明した場合には、この限りでない。

- ② 委託者により送付された財産、または、委託者のために取次人のもとに届いた財産の受領に際して、当該の財産に外面的検査により発見し得る毀損または数量不足を見出した場合、ならびに取次人のもとにある委託者の財産に何者かが加害した場合には、取次人は、委託者の権利保護の措置を講じ、必要な証拠を収集し、すべてのことにつき遅滞なく委託者に通知しなければならない。

- ③ 自己のもとにある委託者の財産を保険に付さなかった取次人は、委託者が当該の財産を保険に付すべく指示した場合、または、法律によりこれを保険に付すことが義務づけられている場合にのみ責を負う。

第四一三条 取次人の報告

- ① 取次人は、委託の履行後、委託者にたいして報告をし委託の履行と関連して受領したすべてのものを委託者に引渡し、取次人と第三者の間でおこなわれた法律行為に由来して生ずる〔当該〕第三者にたいするすべての権利を委託者の請求によりこれに移転しなければならない。

料 資

② 委託者が報告につき異議を有する場合には、委託者は、報告を受領した日から三カ月以内に、これにつき取次人に告知しなければならぬ。

然らざる場合には、報告は受領されたものとみなされる。ただし、別段の合意ある場合には、この限りでない。

③ 農業生産物の売却により得られた金額は、交付された前渡金、さだめられた取次報酬、および委託者の計算において取次人によりなされた出捐を控除して、契約によりさだめられた期間内にコルホーズにたいして支払われなければならない。取次人に受領された農業生産物に対する最終的清算は、その売却の後三日以内に行なわれる。

④ 再取次契約（第四〇八条）が締結された場合には、前渡金の交付および最終的清算は、コルホーズの希望にしたがい、取次人または再取次人によって行なわれる。

⑤ 取次販売店による委託者への金銭の支払いは、販売店に支払われる取次報酬を控除して、物の売却の後三日以内に行なわれる。

第四一四条 履行された委託〔事務〕の委託者による受領

委託者は、以下各号の義務を負う。

1 委託にもとつき履行されたところのすべてを取次人から受領すること。

2 取次人により自己のために取得された財産を検査し、当該の財産につき見出された瑕疵につき遅滞なく取次人に通知すること。

3 取次人が委託の履行につき第三者にたいして引受けた債務を免がれしめること。

第四一五条 取次報酬

① 取次人は委託の履行につき委託者から報酬を受領する権利を有する。取次人が第三者による法律行為の履行につき保証を引受けた場合には（第四二一条）、取次人は、かかる保証につき委託者から特別報酬を受領する。

② 取次報酬および支払保証にたいする報酬の額は当事者の合意により決定される。ただし、法律による別段のさだめある場合にはこの限りでない。

③ 外国貿易についての取次契約を除き、「他の」すべての取次契約については、委託者により指定された価額を、取次人が〔実際に〕法律行為をおこなったより有利な価額の差額あるいは差額の一部という形で報酬のさだめをなすことは禁止される。

第四一六条 委託履行費用の償還

① 委託者は、「取次」報酬の支払い、および相当する場合には、支払保証にたいする報酬の支払いのほか、委託の履行につき取次人により出捐された金員を取次人に償還しなければならぬ。

② 取次人は自己の許にある委託者の財産の保管費用の償還を請求することはできない。ただし、法律または契約により別段のさだめある場合はこの限りでない。

③ 取次のため提供された農業生産物を、契約によりさだめられた販売地点まで運送するためのすべての出捐は委託者の負担に属する。ただし、契約により別段のさだめある場合にはこの限りでない。

第四一七条 取次人による自己に支払われるべき金額の控除

取次人は、契約にもとづき自己に支払われるべき金額を、委託者の計算において自己のもとにある総額中から控除する権利を有する。

第四一八条 委託者の死亡または委託者たる法人の消滅後の取次

人による委託の履行

委託者の死亡、行為無能力者・制限的行為能力者および失踪

者たることの認定の場合、ならびに委託者として行為していた法人の消滅の場合には、取次人は、委託者の権利承継者または代理人から適当な指示がなされるまで、自己にあたえられた委託の履行を継続する義務を負う。

第四一九条 取次人による委託履行の拒絶

① 取次人は、委託の履行不能または委託者による取次契約の違反より生ずる場合を除き、引受けた委託の履行を拒絶することはできない。ただし、契約により別段のさだめある場合はこの限りでない。

② 取次人は、委託者にたいして、自己の拒絶を書面により通知しなければならない。取次契約は、委託の履行の拒絶についての取次人の通知を委託者が受領した日から二週間、その効力を保持する。

③ 取次人が取次契約の委託者による違反の結果として、引受けた委託の履行を拒絶した場合には、取次人は、出捐した費用の償還および取次報酬の受領につき権利を有する。

第四二〇条 取次人の委託履行拒絶後における

委託者の財産の処分

① 委託の履行の拒絶につき取次人の通知をうけた委託者は、拒

料

絶の受領の日から一カ月以内に取次人の許にある財産を処分しなければならぬ。

資

② 委託者は、取次人に与えられた委託を撤回した場合（第四二一条）においても同様な義務を負う。

③ 委託者が所定の期間内に取次人のもとにある財産を処分しない場合には、取次人は当該の財産を委託者の計算において保管のために引渡すか、あるいは、委託者にたいする自己の請求を満足させるために当該の財産を可能なかぎり委託者に有利な価格で売却する権利を有する。

第四二一条 委託者による委託の撤回

① 委託者が、取次人と第三者とが相当する法律行為を締結する以前に取次人に与えた委託の全部または一部を撤回した場合に、取次人にたいして委託の撤回以前になされた法律行為にたいする取次報酬を支払い委託の撤回以前に取次人により出捐された費用を償還しなければならない。

② 市民は、任意のときにさだめられた価格表にしたがって物の保管のための費用を償還して、取次販売店に売却のため交付し未だ売却されていない物の返還を請求することができる。

第三章 寄 託

第四二二条 寄託契約

① 寄託契約にもとづき、当事者の一方（受寄者）は、相手方から引渡された財産を保管し、当該の財産を損傷することなく返還する義務を負う。

② 社会主義的機関相互間の寄託契約においては、相手方から将来引渡される財産の保管を引受ける受寄者の義務を予め定めることができる。

③ 寄託契約は無償である。ただし、法律または契約により別段のさだめある場合はこの限りでない。

第四二三条 契約の方式

① 双方または一方の当事者が市民である寄託契約は、交付される財産の価額が一〇〇ルーブリをこえる場合には、書面の方式により締結されなければならない（第四六条）。ただし、番号札または金属のマークが受寄者により交付され、施設・企業および機関のクロークに短期間物を寄託する場合は、この限りでない。

② 保管のため受領された物と受寄者により返還された物の同一

性につきあらそいある場合には、証人の供述がゆるされる。

- ③ 非常な状態（火災・洪水等）における保管のための物の交付は、保管のため交付された物の価額とかわりなく、証人の供述によって举证され得る。

第四二四条 当事者の一方の請求による寄託契約の消滅

- ① 寄託者は、受寄者にたいして任意のときにその返還を請求することができる。

- ② 物を請求あるまで保管する場合、または、期間のさだめなく保管する場合には、受寄者は任意のときに契約を解除することができる。ただし、かかる財産を引取るために当該状況のもとで十分な期間が寄託者に留保されなければならない。

第四二五条 受寄者の義務

- ① 受寄者は、契約によりさだめられたすべての措置、または、財産の保存のために不可欠なすべての措置をとらなければならない。

- ② 市民相互間で締結された無償寄託契約の〔当事者たる〕受寄者は、保管のため自己に交付された財産につき、自己の所有に属する〔財産〕についても同一の配慮をしなければならない。

- ③ 受寄者は、保管のため自己に交付された財産を利用する権限

を有しない。ただし、契約により別段のさだめある場合はこの限りでない。

第四二六条 受寄者にたいする報酬と費用の償還

- ① 有償寄託契約（第四二三条）にもとづく受寄者にたいする報酬の額は、さだめられた手続きにより承認された公定貸率・歩合または料金表により決定される。ただし、かかる〔基準が〕ない場合には、当事者の合意により決定される。

- ② 保管のため交付された財産が無償で保管される場合には、財産の保存のために不可欠な費用が受寄者に償還されなければならない。

第四二七条 財産の滅失・不足または毀損にたいする

受寄者の責任

- ① 寄託が定款（規定）によりさだめられた活動目的のひとつである機関は、不可抗力により生じた財産の滅失・不足または毀損につき責を免れる。

- ② 契約によりさだめられた期間の経過後、または、本法典第四二四条の規定にしたがって受寄者により指定された期間の経過後において、寄託者により当該の財産が引取られない場合には、受寄者は、当該の財産の〔その後の〕滅失・不足および毀損

料

にたいして、自らの側に故意または重大な過失が存する場合にのみ責を負うものとする。

第四二八条 受寄者の責任の範囲

① 財産の滅失・不足または毀損により生じた損害を賠償する受寄者の責任が法律または契約によりさだめられていない場合には、受寄者は以下各号につき責を負う。

- 1 財産の滅失および不足にたいしては、滅失または不足した財産の価額の範囲内において。
- 2 財産の毀損にたいしては、その価額が減少した金額の範囲内において。

② 保管のため財産を交付するに際して当該の財産につき評価がなされ、その価額が契約または受寄者により手交された他の文書中に指示された場合には、受寄者は、財産の滅失・不足または毀損の実際の価額が当該の評価額を下まわることを経明しないかぎり、その評価額にしたがって責を負うものとする。

③ 受寄者の責に帰すべき毀損の結果、財産の品質が本来の用法による利用を不可能にするほど低下した場合には、寄託者は、

〔受領を〕拒絶する権利を有する。

第四二九条 ホテル・共同宿舍および他の機関における財産の滅

失または毀損にたいする責任

ホテル・休息の家・保養所・共同宿舍およびこれに準ずる機関は、かかる機関にたいして金銭および貴金属を除く他の財産が特に保管のため交付されなかった場合においても、自己の管理下に属する建造物内における市民の財産の滅失または毀損にたいして責を負う。

第四三〇条 財産引取り期間の違反の効果

① 寄託者は、本法典第四二七条にさだめる期間内にこれを引取らなければならぬ。

② 寄託者が財産の引取りを回避した場合には、受寄者が市民であるときは、判決の執行のためにロシア共和国民事訴訟法典によりさだめられる手続きに従って、当該の財産の強制的売却を裁判所にたいして請求する権利を有する。受寄者が社会的機関であるときは、引取られなかった財産の売却はその定款(規定)にさだめられる手続きによりおこなわれる。

③ 財産の売却から得られた金員は、受寄者に支払わらるべき金額を控除して寄託者に交付される。

第四三一条 受寄者に加えられた損害の賠償

寄託者は、受寄者が寄託財産の受領にあたりその特性を知ら

ず、また知り得べくもなかった場合には、当該の財産の特性により惹起された損害を受寄者にたいして賠償しなければならぬ。

第四三二条 混合物の寄託契約

① 契約中において種類の特徴により定められた物〔種類物〕が数人の者により保管のため交付され、かつ、当該の物が受寄者により混合された場合には、交付された物の数量にしたがって、かかる者の持分的共有が受寄物について設定される。

② 合意が成立してかかる物が受寄者の所有に移転する場合には、受寄者は、物の寄託者〔それぞれ〕にたいして、同数の、または、当事者により約定された数の、同種・同質の物を返還する義務を負う。

第四三三条 法律による保管義務

本法典第四二二条、第四二四条第一項、第四二五条、第四二七条乃至第四三一条の規定は、法律により発生する保管についての関係にも準用される。

解 説

一 決済および信用関係

社会主義的機関相互間における決済は、原則として振替手続きによりおこなわれる。かかる諸機関は法律にしたがって信用施設に口座をひらき資金を保有し得る。現行法によれば、この信用施設とはソビエト連邦国営銀行、全ソビエト財政資本投資銀行（建設銀行）、外国貿易銀行および国家労働貯金局である。

決済の手續きおよび形式はソビエト連邦の立法により示される。その細則はソビエト連邦政府の一連の決定により示される。現在は、国営銀行および建設銀行における決済は以下の諸形式でなされている。(1)手形引受(2)信用状(3)特別勘定(4)支払委託(5)通信機関経由の送金(6)計画支払手續(7)小切手。決済形式の選択は、通常、契約により行なわれるが、規範的行政行為により、一定の場合には義務的形式が定められることがある。

第三九一条第二項によれば、ソビエト連邦の立法により規定される場合には、社会主義的諸機関相互間の現金による決済がみとめられる。一九六〇年五月二十八日付ソビエト連邦国営銀行訓令により、現金決済は、いわゆる市内（地方内）決済についてのみ許容されている。すなわち、同一の住民地点内にある銀行の一個または数個の施設を利用する機関相互間の決済がこれにあたる。また金額は、総額一〇〇ルーブリまでである。

料

資

機関が信用施設の口座に有する資産をその同意を得ずに徴取することは原則として許されない(第三九二条第三項)。この規定は積立金の処分権限を当該機関に保障するうえで、きわめて重要な意義を有するものである。例外がみとめられるのは法律がさだめる場合だけである。国営銀行の定款第一条―第五条、一九六一年二月二八日付国営銀行訓令第三一―第三三条等により、強制手続による場合および預金機関にたいする執行力ある文書にもとづく場合がこの例外とさだめられている。前者には、たとえば公租公課を期限内に納付しない場合の執行や各種の強制保険金の滞納を理由とする執行などが含まれ、後者の例としては、仲裁命令、執行命令および支払命令にもとづく場合などがあげられる。

市民は、国家労働貯金局、国営銀行および外国貿易銀行に貯金をもつことができる。貯金は民法典第一〇五条により市民の個人的所有権の客体となり得ることが規定されているが、第三九五条はこの貯金を保有する権利、処分する権利および振替決済をおこなう権利をさだめるものである。

預金者たる市民は、その生存中も死亡の際も、自己の貯金を処分することができる。預金者の請求により信用機関は市民にたいして、その生存中、貯金の一部または全部を払戻さなければなら

ない。また、市民は信用機関に対して、自己の死亡の場合に貯金を交付すべき者を指定することができる。これは預入機関にたいする書面をもつてなされるが、この指定行為により貯金は相続財産からはずされる。そこで、相続法上、種々の問題が生じている。(この点については、佐保雅子「ロシア共和国相続法」比較法研究第三二号参照)。

二 委 任

新民法典第三章(第三九六条―第四〇四条)は委任にかんする規定である。これは二二年民法典とは、以下の諸点において異なる性格をもつ。まず第一に、旧法では企業管理の規定がその第二六一条に収められていた。商業または工業の企業管理を目的とする委任契約はネップ期の特異性に由来するものであり、この契約が委任者の死亡後も権利承継人による解除がなされるまで効力を保持する旨を同条はさだめていた。共産主義建設期においては、この種の委任は実質的な意義を全く失った。そこで新法はこれを削除したわけである。第二の相違点は法人の受任能力について存する。新民法典は総則中に法人の権利能力の規定をおいたのみならず、その第六四条において、法人にたいする委任状の交付についての制限を規定した。したがって、受任者たり得る法人をさ

だめた旧法第二五一一条の付則は同様に削除された。第三点は複委任についての規定である。旧法第二五四条は複委任の条件をさだめ、第二五五条は委任者にたいして自己が選任した複委任者の人格および住所を委任者にたいして通知する義務を課し、また、この義務に違反した場合に受任者が負うべき責任をさだめていた。新民法典は第六八条において、複委任の要件、委任状の方式、その有効期間、通知義務違反の効果の詳細に規定したために、第三九八条では、委任者の複受任者忌避権を規定したにとどまっている。

結局、新民法典は旧法の欠を補い、無意味になった条文を削除し、総則的な規定を第一編に移すことによってよりすぐれた構成をもつことになったわけである。

三 取 次

旧法における取次契約は、同法制定当時の特殊な歴史的状況を如実に示すものであった。その特殊性は、契約に参加し得る当事者の範囲および契約目的履行のために当事者がなし得る法律行為の容態に関して顕著にあらわれている。

旧法第二七五条の a 第二項においては法人および市民が契約当事者とされていた。しかし、現在では、市民は、原則として当事

者たり得ない。なぜならば、商事斡旋の形式における取次行為の主体として市民が登場することはあり得ないからである。また同条第三項によれば契約の目的は、売買から信用供与まで法律により禁止されていないすべての法律行為に及び得た。しかし、ソビエト社会の発展はすべての法律行為とは言わないまでも、すくなくとも信用供与については、取次形式をとる斡旋を無用化したといつてよい。

また、市民が取次人たり得ない以上、取次人たる市民の死亡、または行為能力喪失の場合の効果をさだめた規定（旧法第二七五条の 9）も必要性を失い、更に、経済変動にもなう取次人または委託者の破産申立てに関連する規定（旧法第二七五条の 4 第二項および第二七五条の 10）も不用となった。

新民法典第四〇四条はその第一項で取次契約を有償契約と規定し、旧法第二七五条の a 第一項の「委託者の計算において」という規定を削除した。しかし、同法第四一六条が契約履行過程における出捐につき委託者に償還義務を課している点からすれば、これは、単なる表現形式上の不一致にすぎず、本質的な性格の変更とみるべきではないであろう。

委託者の財産の滅失・毀損については、新法はかかる結果が取

料

資

次人の責に帰すべき事由にもとづいて発生した場合に取次人が責を負うべきものとした(第四二二条第一項)。旧法第二七五条のHには取次人の免責要件が定められていたが、それは「予見し得ることにつき相当な注意をなすも防止し得なかつた事情」による財産の滅失または毀損の発生を証明、という必ずしも明確とは言えない要件であった。新法の規定は「帰責事由にもとづく責任」という一般原則にもとづき、これを改めたものである。

委託者は履行費用の償還義務を負うが(第四一六条第一項)、財産の保管費用については原則としてその義務を負わない(同条第二項)。この例外は法律または契約により別段のさためある場合に限られる。一九五九年の、食料品以外の日用品の取次小売店規則第一四節により、日用品の取次販売契約にあっては、保管費用を委託者から取立てることは禁じられている。

委託事務の履行を拒絶する取次人の権利については、根本的な変更が加えられた。旧法下にあつては、取次人は原則として契約拒絶権を有し、ただ、契約中に明記する場合にのみ、これを制限することが可能であつたにすぎなかつた(旧法第一七五条のO)。役務の遂行をその任務とする専門化された社会主義的機関が取次人の機能を果たすようになった現状にこの規定が適合しないこと

は明らかである。

そこで、新民法典はこの原則と例外を転換した。すなわち、第四一九条第一項により、取次人は、委託事務の履行不能、委託者の側からする契約侵害行為の存在および特約ある場合以外には契約を拒絶することを得ないわけである。前述の一九五九年規則第一六節によれば、日用品については、再評価(第四一〇条参照)ののち一カ月を経過し、かつ、物の引渡人が目的物をあらたに評価することに同意しなかつた場合には、販売店は取次契約を破棄し得る。

相当な理由のある拒絶の通知を受領した委託者は、その受領の日から一カ月以内に取次人の許にある財産を処分しなければならぬことになるが、この期間は旧法と同一である(第四二〇条、旧法第二七五条のH)。

四 寄 託

寄託契約は実際にひろくおこなわれているにもかかわらず、旧民法はこれに関する規定を全くもたなかつた。かかる契約から生ずる当事者間の関係については、債権総則の諸規定や若干の規範的アクトによる規律がなされていたわけである。新民法典は、第三七章二二カ条をこれに充て、きわめて詳細に規範を設定したわ

けである。

本章の諸規定は契約により発生する関係を本来の規制対象としているが、たとえば、民警の遺失物取扱所に届出られた物などのように法律にもとづく寄託関係にも適用される。

寄託契約にもとづいて受寄者は寄託者から引渡しをうけた財産を保管し、これを損傷することなく返還する義務を負う(第四二二条第一項)。この規定からすれば、民法典の予定する寄託契約は要物性を前提とすると考えられる。この点は、日本民法と差がないが、ソビエト法においては、社会主義的機関相互間の諾成寄託、とりわけ、受入義務が法定されていることが注目される(同条二項)。

たとえば、国营冷凍機関と利用機関の契約により一定の容積が用意される場合には、利用機関はこれに充填するべき寄託物を一定期間内に提供する義務を負い、冷凍機関は目的物の受領を義務づけられるわけである。したがって、寄託物の受入義務をさだめた第四二二条第二項は、きわめて重要な意義を有するものである。寄託契約は法律または契約による別段のさだめがないかぎり原則として無償である(同条第三項)。有償寄託をさだめたものとしては、前述の冷凍業務規則のほか大型穀物倉庫業務規則等がある。

る。

契約の当事者たり得るのは法人および市民である。しかし、実際には、市民は好意によるサービスとして受寄者になる場合が通常であり、有償契約を締結するのは極めて稀である。これに対して法人の場合には、主たる業務に随伴して寄託業務を行なうもの(ホテル・共同宿舎など)のほか、質店・冷凍庫および手荷物預所などのように定款または規程に活動目的のひとつとして掲げるものなど多種にわたっている。ホテルや共同宿舎などでは利用者が特に保管を依頼しない場合でも市民の財産の滅失または毀損についての責任が法定されている(第四一九条)。ただし、金銭や貴金屬についてはこの管理責任が除外されている。